

(仮称) 旭川市動物愛護基金条例(素案)の概要

1 設置の目的

動物の愛護・管理に関する事業に必要な経費(※)の財源に充てるため、基金を設置します。(動物愛護に関する寄附金の受皿とします。)

※動物の愛護・管理に関する事業に必要な経費として、次に掲げるものを想定しています。

- 収容動物の飼養管理・譲渡推進に関する経費
 - 動物愛護センターの施設整備に関する経費
 - 飼い主のいない猫の不妊措置に関する経費
 - 動物愛護の普及啓発に関する経費
 - 動物愛護基金の広報に関する経費
- など

2 積立て

基金として積み立てる額は、市の歳入歳出予算として定め、組み入れます。

3 運用益金

金融機関への預金など、基金を運用することで得られた利益については、この基金に編入します。

4 施行時期

条例公布の日からの施行を予定しています(令和3年2～3月の予定)。